

条例公示第 2 号

宗議会議員選挙条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

宗議会議員選挙条例

宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号）の全部を次のように改正する。

第 1 章 選挙資格及び被選挙資格

（選挙資格）

第 1 条 教師は、選挙資格を有する。

（被選挙資格）

第 2 条 選挙資格を有する年齢 25 歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙資格を有する。

（1）住職及び教会主管者

（2）自らが所属する寺院の住職代務者又は教会の教会主管者代務者

（3）自らが所属する寺院の住職又は教会の教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得た教師

2 前項第 3 号の同意は、選挙の都度、当該選挙の期日から数えて前 35 日から前 2 日までに得なければならない。

3 前項の同意は、取り消すことができない。

4 第 2 項の同意は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に異動があつても、失効しない。

- 5 住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、第1項第3号に定める同意ができないときは、そのことを証する書類を作成し、当該寺院又は教会の代表役員以外の責任役員（被選挙資格を得ようとする本人を除く。）及び総代全員の署名押印を得、本人へ提示しなければならない。ただし、非法人教会にあっては、総代全員の署名押印とする。

（中央選挙管理委員会への不服審査請求）

第3条 前条第1項第3号の同意が得られないことに対して不服のある者は、選挙の期日から数えて前22日までに、文書をもって選挙区の選挙管理会を経由して、中央選挙管理委員会に審査の請求をすることができる。この場合、審査の請求は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者から同意を得られない本人に限る。

- 2 前項により審査の請求をするときは、前条第5項に定める書類を添付しなければならない。ただし、書類の提示がない場合は、審査請求書にその旨を明記するものとする。

（請求の判定）

第4条 前条による請求があったときは、中央選挙管理委員会は、選挙の期日から数えて前20日までに判定しなければならない。

- 2 前項の判定の結果は、当該選挙管理会を経由して、申立人及び申立人が所属する寺院の住職又は教会の教会主管者若しくはそれらの代務者に通知するものとする。

（選挙資格を有しない者）

第5条 次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

- （1）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行が終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- （2）本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行が終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- （3）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(被選挙資格を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

- (1) 住職代務者を置いている寺院の住職又は教会主管者代務者を置いている教会の教会主管者
- (2) 宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、第47条第1項に定める選挙の期日等の告示日（以下「選挙の告示日」という。）の前日までにその職を退いていない者
- (3) 選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあった者で、その職を退いた日から、選挙の告示日の前日までに1年を経過しない者
- (4) 選出教区会議員、組長、副組長又は査察委員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者
- (5) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙管理会の委員及びその補充員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

第2章 選挙に関する区域

(選挙区)

第7条 選挙は、それぞれ各選挙区において行う。

- 2 選挙区の名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表第1で定める。

(投票区)

第8条 選挙区に、一箇又は数箇の投票区を設ける。

- 2 投票区の名称、区域及び第71条に定める投票所を設置する地域は、別表第2で定める。ただし、別表第2で定める投票所を設置する地域に投票所を設置することができない場合、投票管理者は、当該選挙管理会の許可を得て、別の地域に設置することができる。
- 3 選挙管理会は、前項ただし書により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に周知しなければならない。

(投票に関する区域)

第9条 選挙の投票は、僧籍のある寺院又は教会が所在する選挙区においてこれを行う。

第3章 中央選挙管理委員会及び選挙管理会

第1節 中央選挙管理委員会

(中央選挙管理委員会)

第10条 宗務所に中央選挙管理委員会（以下「中央選管」という。）を置く。

2 中央選管は、5人の委員で組織する。

3 中央選管は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 選挙人名簿に関する事項

(2) 不服審査請求に関する事項

(3) 異議申立に関する事項

(4) 選挙の諸事務に関する事項

(5) 選挙に関する法規上の疑義の解釈及び指針に関する事項

(6) 公正な選挙の啓発に関する事項

(7) 選挙管理会に関する事項

(8) その他必要な事項

4 中央選管は、この条例の定めるところにより、選挙に関する全般の事務並びに判定及び決定を行うほか、この条例の適正な運用と選挙人及び候補者に対する公正な選挙の啓発を図るため、内局に意見を具申することができる。

(委員及び補充員の選定)

第11条 中央選管の委員及び2人の補充員は、参与会の同意を得て、宗務総長が委嘱する。

2 選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、組長、副組長、査察委員及び選挙事務に従事する宗務役員並びに審問院の宗務役員の役職にある者は、中央選管の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

第 1 2 条 中央選管に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、中央選管を代表し、その議長となる。

3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第 1 3 条 中央選管の委員及びその補充員の任期は、4 年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職)

第 1 4 条 中央選管の委員及びその補充員は、第 1 1 条第 2 項に定める役職に就いたときは、その職を失う。

2 中央選管の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他中央選管の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から 2 0 日以内に審問院に異議の申立をすることができる。

3 前項による異議の申立をしたときは、審問院の裁決があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

(辞職)

第 1 5 条 中央選管の委員及びその補充員がその職を辞するときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

2 会長は、前項の届出書を受理したときは、速やかにその旨を宗務総長に報告しなければならない。

(委員の補充)

第 1 6 条 中央選管の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからあらかじめ宗務

総長が指定した順序により、これを補充しなければならない。

(会議)

第 17 条 中央選管は、会長が招集する。

- 2 中央選管は、会長及び委員 3 人以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 中央選管の議事は、会長を除く出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 中央選管の委員は、他の委員の合議により議事に加わることが適当でないと決定された事案については、その議事に加わることができない。ただし、中央選管の合議による同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

(事務局)

第 18 条 中央選管の事務を行うため、宗務所に中央選管事務局を置く。

- 2 中央選管事務局に事務局長を置き、総務部長をこれに充てる。
- 3 中央選管の事務は、総務部が行う。

第 2 節 選挙管理会

(選挙管理会)

第 19 条 各選挙区に選挙管理会（以下「教区選管」という。）を置く。

- 2 教区選管は、4 人の委員と選挙管理事務長で組織する。
- 3 教区選管は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 選挙の実施に関する事項
 - (2) 選挙の事務に関する事項
 - (3) 選挙人に対する情報提供に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 4 教区選管は、中央選管の指示に従うものとする。

(委員及び補充員の選定)

第 20 条 教区選管の委員及び 3 人の補充員は、当該選挙区において選挙資格を有する者のうちから、教区会参事会（教区会参事会を設置しない教区においては教区会

とする。)の同意を得て、教務所長が委嘱する。

- 2 中央選管の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、査察委員、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、教区選管の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

第21条 教区選管に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、教区選管を代表し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(選挙管理事務長)

第22条 選挙管理事務長は、当該教区の教務所長をこれに充てる。ただし、宗務総長が特別の必要があると認めたときは、当該教区の教務所長以外の宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずるものとする。

- 2 選挙管理事務長は、選挙に関する一切の事務をつかさどる。
- 3 選挙管理事務長が欠けたとき又は事故があるときは、宗務総長は、宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずる。

(任期)

第23条 教区選管の委員及びその補充員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職)

第24条 教区選管の委員及びその補充員は、選挙資格を失ったとき及び第20条第2項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

- 2 教区選管の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他教区選管の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、

決定に不服のあるときは、決定の日から20日以内に審問院に異議の申立をすることができる。

- 3 前項による異議の申立をしたときは、審問院の裁決があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

(辞職)

第25条 教区選管の委員及びその補充員がその職を辞するときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

(委員の補充)

第26条 教区選管の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからあらかじめ教区選管が指定した順序により、これを補充しなければならない。

- 2 選挙管理事務長は、教区選管の委員及びその補充員が決定したとき及び異動があったときは、これを告示し併せて中央選管に報告しなければならない。

(会議)

第27条 教区選管は、会長が招集する。

- 2 教区選管は、会長と2人以上の委員及び選挙管理事務長が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 教区選管の委員は、他の委員の合議により、議事に加わることが適当でないと決定された事案については、その議事に加わることができない。ただし、教区選管の同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

(表決)

第28条 教区選管の議事は、会長を除く出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 選挙管理事務長は、教区選管の決定について法規上の疑義があると認めたときは、中央選管の解釈を求めることができる。

(選挙係)

第29条 選挙管理事務長は、教区選管の庶務及び選挙事務を行わせるため、当該教

務所に所属する宗務役員のうちから選挙係を選定し、これを告示するものとする。
ただし、特に必要と認めたときは、所属する職員のうちから選挙係を発令することができる。

第4章 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成)

第30条 中央選管は、毎年7月1日を基準日として、選挙区ごとに選挙人名簿を作成しなければならない。ただし、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前28日を基準日として選挙人名簿をあらためて作成するものとする。

- 2 選挙人名簿に登載された者を選挙人という。
- 3 選挙資格の有無及び判定の基準日は、選挙人名簿作成の基準日と同一とする。
- 4 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、所属寺院又は教会の名称及び所在地を記載する。
- 5 中央選管は、第1項によって作成した選挙人名簿を、各教区選管に提供しなければならない。

(選挙人名簿の閲覧)

第31条 教区選管は、特定の者が選挙人であるかどうかの確認のために選挙人名簿の閲覧を求める者があるときは、教務所において選挙人名簿を閲覧させなければならない。ただし、休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く。

- 2 前項の閲覧申請は、通年受け付けるものとする。ただし、第30条第1項ただし書の規定により作成した選挙人名簿の閲覧申請の受付は、選挙の期日から数えて前27日から開始する。

(中央選管への異議の申立)

第32条 選挙人が、選挙人名簿作成基準日現在における選挙人名簿の記載情報に脱漏、誤載又は誤記があると認めたときは、文書をもって教区選管を経由して、中央選管に異議の申立をすることができる。

- 2 前項の異議の申立は、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前22日ま

で行わなければならない。ただし、休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く。

(申立に対する決定)

第33条 中央選管は、前条の申立に対し、その申立が正当であるかないかを決定しなければならない。ただし、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前20日までに決定しなければならない。

2 中央選管は、申立を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を訂正し、併せてその日時及び事由を記録するとともに、当該教区選管を経由して、その旨を申立人及び本人に速やかに通知しなければならない。

3 中央選管は、申立を正当でないと決定したときは、当該教区選管を経由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

(審問院への異議の申立)

第34条 前条の申立に対する決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受け取った日から数えて5日以内に、その根拠を示す証憑を添付して、中央選管を相手として、教区選管を経由して審問院に異議の申立をすることができる。ただし、選挙が行われるときは、選挙の期日から数えて前19日までにこれを行わなければならない。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、速やかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をすることができない。

4 中央選管は、審問院の裁決により選挙人名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、併せてその日時及び事由を記録するとともに、教区選管を経由して、その旨を申立人及び本人に速やかに通知しなければならない。

(選挙人名簿の削除)

第35条 中央選管は、選挙が行われる場合であって、選挙人名簿作成の基準日の翌日以後に選挙人の死亡又は帰俗等による僧籍削除若しくは選挙資格を失った者があるときは、選挙人名簿からこれを削除し、併せてその日時及び事由を記録しなけ

ればならない。ただし、第91条の規定による期日前投票をした者及び第95条から第97条までの規定による郵便投票であって第101条第1項に定める郵便投票受付簿に記載した者については、これを削除してはならない。

2 第116条の規定により、期日前投票の再投票を行うときは、前項ただし書の規定にかかわらず、期日前投票をした者についても削除するものとする。

3 教区選管は、第1項本文による選挙人名簿の削除の事由があったときは、速やかに中央選管に報告しなければならない。

4 中央選管は、第1項本文により選挙人名簿に異動を生じたときは、当該教区選管に通知しなければならない。

(選挙人名簿の補正)

第36条 中央選管は、選挙が行われる場合であって、選挙人名簿作成の基準日の翌日以後に、次の各号に掲げる変更又は移転があったときは、名簿を補正し、併せてその日時及び事由を記録しなければならない。

(1) 選挙人が氏名を変更したとき

(2) 選挙人が同組内において所属する寺院又は教会を移転したとき

(3) 寺院又は教会が名称を変更したとき

(4) 寺院又は教会の所在地名に変更があったとき

(5) 寺院又は教会が同組内において所在地を変更したとき

2 中央選管は、前項により選挙人名簿に異動を生じたときは、当該教区選管に通知しなければならない。

3 選挙が行われる場合であって、選挙人名簿作成の基準日の翌日以後に、選挙人が、所属する寺院又は教会を他の組、他の教区へ移転した場合、選挙人名簿の補正は行わないものとする。この場合、選挙人は、選挙人名簿作成の基準日現在によって投票しなければならない。

(選挙人名簿の情報の提供)

第37条 教区選管は、第48条に定める手続きを経て議員候補者となった者又は同

条第4項に定める推薦届出人が、その候補者の選挙運動のために選挙人名簿の情報の提供を求めたときは、当該選挙運動以外に使用しないこと等を誓約させただうえで、別に定める申請書により、選挙人名簿の情報（ただし生年月日を除く）を紙面に写して提供することができる。

（選挙人名簿の再作成）

第38条 中央選管は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に選挙人名簿を作成しなければならない。

2 中央選管は、前項の場合、あらためて選挙人名簿の異議の申立期間及び異議の申立の決定の期日を定めなければならない。

（選挙人名簿の保存）

第39条 中央選管は、選挙が行われたときの選挙人名簿を、当該選挙において選出された議員の在任中、適切な方法により保存しなければならない。

第5章 選挙

（総選挙）

第40条 総選挙は、議員の任期満了の日の翌日が月曜日以外である場合は直前の月曜日に、月曜日である場合はその日に、これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から前後6日以内に行うことができる。

2 宗議会の開会中に任期満了する場合の総選挙は、宗議会閉会の日から35日以後40日以内に行うことができる。

（解散による総選挙）

第41条 宗議会が解散された場合の総選挙は、前条の規定にかかわらず解散の日から35日以後40日以内に行わなければならない。

（欠員の補充）

第42条 総選挙の日から1年以内に議員に欠員ができたときは、選挙を行わないで直ちに教区選管を開いて、第118条第2項の規定による得票者であって当選人とならなかった者のうちから、得票の順位によって、これを補充するものとする。

(補欠選挙)

第43条 前条の規定によって、議員の欠員を補充することができないとき又は総選挙の日から1年を超えた後に欠員ができたときは、欠員のできた日から60日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の真宗大谷派宗憲第26条第1項による宗議会（常会）が終わった後は、議員の定数に対する欠員が15人に達するまでは、補欠選挙を行わない。

2 第125条の規定による選挙及び当選の効力に関する異議申立の期間中又はその申立の繫属中は、補欠選挙を行うことができない。

(再選挙)

第44条 第40条及び第41条に定める総選挙において、当選人のないとき又は選挙若しくは当選の効力に関する異議の裁決又は判定の結果、選挙無効となったときは、再選挙を行う。

(再選挙の手続き)

第45条 教区選管は、前条の規定により、再選挙が必要なときは、直ちにその旨を告示し、選挙区内に周知するとともに、併せて中央選管にこれを報告しなければならない。

2 再選挙は、その事由の生じた日から数えて40日以内に行わなければならない。

3 再選挙の期日は、教区選管がこれを定めるものとする。

(選挙不能の処置)

第46条 災害その他避けられない事故によって選挙を行うことができないときは、当該教区選管は、その旨を中央選管に報告しなければならない。この場合には、あらためて選挙を行う。

(選挙の期日等の告示)

第47条 教区選管は、選挙の期日から数えて前25日に、選挙の期日、立候補の届出期間及び選挙運動の期間を告示しなければならない。

2 第40条第2項、第41条、第43条及び第44条の規定による選挙の告示は、

その選挙を行うべき事由の生じた日から数えて少なくとも7日を経て行うものとする。

- 3 前2項の告示は、事前に予告することができる。

第6章 議員候補者

(立候補)

第48条 被選挙資格を有する者で議員候補者（以下「候補者」という。）になろうとする者は、選挙の期日から数えて前22日から3日以内に、その旨を教区選管に届け出なければならない。

- 2 第2条第1項第3号に該当する者が候補者になろうとする場合の届出は、自らが所属する寺院の住職又は教会の教会主管者若しくはそれらの代務者の被選挙資格同意書を添付しなければならない。

- 3 選挙人が、被選挙資格を有する同一の選挙区に属する他の者を候補者に推薦しようとするときは、第1項に定める期間内に、本人の承諾書を添えて、その推薦を届け出ることができる。この場合、第2条第1項第3号に該当する者を推薦しようとするときは、本人の承諾書のほか、被選挙資格同意書を添付しなければならない。

- 4 前項により推薦の届出をする者（以下「推薦届出人」という。）は、その選挙で自らが候補者又は他の候補者の推薦届出人になることができない。ただし、その推薦した候補者が死亡又は被選挙資格を失ったときは、この限りでない。

- 5 推薦届出人は、候補者1人につき1人とする。推薦届出人は、その推薦を取り消すことができない。

- 6 立候補の届出の締切の日時に至って、候補者がその選挙において選出すべき議員の数に満たないとき又は立候補の届出の締切後に満たなくなったときは、定数に達するまで立候補の届出又は推薦届出をすることができる。ただし、その届出は、選挙の期日の前日までに限る。

- 7 教区選管は、第1項及び第3項の届出書を受理したときは、直ちに受理の年月日及び時刻を届出書の余白に記載しなければならない。

(不服審査請求をした候補者の資格)

第49条 第3条による不服審査請求が、中央選管で認められたときは、前条第1項又は第3項に定める候補者になることができる。ただし、中央選管の判定により、その請求が棄却されたときは、その資格を失う。

(候補辞退)

第50条 候補者を辞しようとするときは、選挙の期日から数えて前18日までに、教区選管に届け出なければならない。ただし、推薦による候補者は、推薦届出人の同意書を添付しなければならない。

2 候補者は、前項に定める期日を過ぎた後は、辞退することができない。

3 教区選管は、第1項の届出書を受理したときは、直ちに受理の年月日及び時刻を届出書の余白に記載しなければならない。

(候補者の告示)

第51条 教区選管は、立候補の届出の都度、直ちにこれを告示しなければならない。

2 教区選管は、候補辞退の届出のあったとき又は候補者が死亡若しくは被選挙資格を失ったことを知ったときは、その都度直ちに告示しなければならない。

3 候補者及びその寺族、推薦届出人及び第54条に定める選挙事務長は、候補者が死亡若しくは被選挙資格を失ったときは、直ちに教区選管に報告しなければならない。

(供託金)

第52条 候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者1人につき30万円を教区選管に供託しなければならない。供託金には、利子を付しない。

2 教区選管は、供託金の供託を確認しなければ、候補者の届出又は推薦届出を受理することができない。

3 教区選管は、供託金を受領したときは、供託金預証を発行するものとする。

4 供託金は、第118条第1項又は第120条前段の規定により当選人が決定したときは、異議申立の繫属中のものでない限り、当選人の告示日から数えて21日以

後に、供託金預証と引き換えに返還する。ただし、次の各号に該当するときはこれに準じて返還するものとする。

(1) 候補者が選挙の期日の投票所の開所時刻までに死亡又は被選挙資格を失ったとき

(2) 第126条に定める審問院の裁決により、候補者の選挙区の選挙が全部無効になったとき

5 候補者が、次の各号に該当したときは、供託金は本派に帰属するものとする。

(1) 候補者が辞退したとき

(2) 候補者の得票数が第118条第2項に定める数に達しないとき

(3) 第119条の規定又は第126条に定める審問院の裁決により、当選の効力を失ったとき

(4) 当選人の告示日から数えて60日以内に供託金の返還を請求しなかったとき
(諸届の受付時間)

第53条 この章に定める諸届の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、郵便による届出の場合は、受付最終日の午後4時までに到達しなければならない。この場合、教区選管は、当該届出を受理した旨を本人に通知するものとする。

第7章 選挙運動

(選挙事務長)

第54条 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の選挙人のうちから、選挙事務長(以下「事務長」という。)1人を置くことができる。ただし、自ら事務長となることを妨げない。

2 候補者又は推薦届出人は、前項により選挙事務長を置いたときは、教区選管に届け出なければならない。

(選挙運動員)

第55条 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の選挙人のうちから選挙運動員(以下「運動員」という。)を置くことができる。

2 候補者又は推薦届出人は、前項により運動員を置いたときは、本人の承諾書を添えて、教区選管に届け出なければならない。その異動のあったときも同様に届け出るものとする。

3 運動員の数は、立候補の届出が候補者本人による場合は5人以内、推薦届出による場合は4人以内とする。ただし、推薦届出による場合であって、推薦届出人が死亡又は選挙資格を失ったときは、5人以内とすることができる。

(事務長及び運動員の届出及び証明)

第56条 教区選管は、第54条及び前条の届出があったときは、これを調査し、正当と認めたときは、届済証明書を1人ごとに作成して交付するものとする。

2 事務長及び運動員は、前項の届済証明書を常に携行し、選挙人から要請があったときはこれを提示しなければならない。

3 第60条に定める運動期間中に事務長及び運動員を退いたとき又はその資格を失ったときは、直ちに届済証明書を教区選管に返還しなければならない。

(事務長及び運動員の転属禁止及び制約)

第57条 事務長及び運動員はその選挙で他の候補者の事務長及び運動員になることができない。事務長及び運動員を退いた後もまた同様とする。ただし、候補者が死亡又は被選挙資格を失った時若しくは候補を辞退したときはこの限りでない。

2 次の各号に掲げる者は、事務長及び運動員になることができない。

(1) 条例で宗務役員及び準宗務役員と定められた役職にある者

(2) 組長、副組長及び査察委員

(3) 中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員

(選挙事務所)

第58条 候補者又は推薦届出人は、選挙事務所を設けることができる。

2 候補者又は推薦届出人は、前項により選挙事務所を設けたときは、教区選管に届け出なければならない。選挙事務所に異動のあったときもまた同様に届け出るものとする。

3 前項の選挙事務所は、1人の候補者につき1ヵ所とする。

(選挙運動者)

第59条 選挙運動並びに選挙事務所の事務及び労務にあたる者(以下「選挙運動者」という。)は、候補者、推薦届出人、事務長及び運動員に限るものとする。

(運動の期間)

第60条 選挙運動の期間は、第48条に定める立候補の届出が受理されたときから、選挙の期日から数えて前5日までとする。

2 郵便物による選挙運動については、前項の期間内の消印日によって発送されたものに限る。

3 運動期間が終了したときは、選挙事務所に掲示した文書を直ちに撤去しなければならない。

(禁止行為)

第61条 何人も、選挙に関し、次の各号に掲げる行為をし、若しくはさせてはならない。

(1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し、若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をすること

(2) 第59条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、前号にいう目的と同じ目的で、郵便、電報、その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示すること

(3) 第1号にいう目的と同じ目的で、第63条に定める立会演説会又は第64条に定める個人演説会を除く演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をすること

(4) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害すること

(5) 第1号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること

- (6) 第1号にいう目的と同じ目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け並びにこれらを約束、申込又は承諾すること
 - (7) 第1号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をすること
 - (8) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し又は当選を辞させる目的で、当選人に対し及びこれらの目的でそれぞれの所属する寺院又は教会に対し前2号の行為をすること
 - (9) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院又は教会に対し金品を贈与すること
 - (10) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせること
 - (11) 選挙人に、投票のために便宜を供与すること
 - (12) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をすること及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害すること
- (選挙公報)

第62条 教区選管は、選挙公報を作成し、選挙の期日から数えて前8日までに選挙人に発送しなければならない。

2 選挙公報には、次の各号に掲げる事項について、候補者に原稿の提出を求めて掲載するものとする。

- (1) 候補者の氏名
- (2) 候補者の所属の寺院又は教会の名称及び所在地
- (3) 候補者の被選挙資格の区分
- (4) 立候補の趣意（候補者の経歴等を含み、1千字以内とする。）

3 候補者は、前項の原稿を選挙の期日から数えて前19日までに、教区選管に提出しなければならない。ただし、期限までに提出がなかった場合は、前項第1号から第3号までに掲げる事項を掲載するものとする。

4 選挙公報には、第2項のほか、次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 選挙の告示日以後から選挙公報の発行に至るまでの間の告示事項
- (2) 選出すべき議員の定数
- (3) 投票所及び投票管理者に関する事項（ただし、無投票の場合を除く）
- (4) その他教区選管が必要と認めた事項

5 教区選管は、選挙公報を発行したときは、中央選管に提出しなければならない。

（立会演説会）

第63条 教区選管は、候補者の数が選挙区の議員の定数を超過している場合であって、複数の候補者又は推薦届出人から要請があったときは、第60条に定める選挙運動の期間中5回以内に限り、立会演説会を開くことができる。

2 前項による要請は、第48条第1項に定める立候補届出期間中に行わなければならない。

3 教区選管は、立会演説会を開催するときは、適当と認める日時、場所及び開催方法を定めて、選挙の期日から数えて前18日までに告示し、併せてこれを選挙人に周知するとともに、各候補者に参加を求めなければならない。

4 前項の場合、各候補者は、参加の有無及び演説者について、遅滞なく教区選管に報告しなければならない。この場合、演説者は候補者本人とする。ただし、第59条に定める選挙運動者の1人に、代理させることができる。

5 災害その他避けられない事故により、立会演説会を開くことができないときは、教区選管は、遅滞なく中止又は日時若しくは場所の変更を決定し、速やかにこれを周知させるための適切な措置を講じなければならない。

（個人演説会）

第64条 候補者又は推薦届出人は、別に定める届出書を教区選管に届け出て、第60条に定める選挙運動の期間中5回以内に限り、個人演説会を開くことができる。

2 個人演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第59条に定める選挙運動者の1人に代理させることができる。

- 3 個人演説会の場所は、開催の日時において第 59 条に定める選挙運動者である者が所属する寺院又は教会その他教区選管が適当と認めた施設に限るものとする。ただし、第 57 条第 2 項に定める者が所属する寺院又は教会では、個人演説会を開催することができない。
- 4 教区選管は、第 1 項の届出があったときは、これを調査し、正当と認めたときは、届済証明書を作成して交付する。
- 5 候補者は、前項の証明書を個人演説会の場所に掲示しなければならない。
- 6 個人演説会の開催の日時若しくは場所を変更するとき又は開催を中止するときは、第 4 項の証明書を添付して教区選管に届け出るものとする。
- 7 教区選管は、前項の変更届を正当と認めたときは、あらためて第 4 項に定める証明書を作成して交付する。

(運動の取締)

第 65 条 教区選管は、事務長及び運動員の資格並びに事務所及び運動員の数について違反があると認めたときは、候補者又は推薦届出人にその解任又は閉鎖を命じなければならない。

- 2 教区選管は、第 61 条に定める選挙運動の禁止行為をする者があるときは、直ちにこれを停止しなければならない。

(諸届の受付時間)

第 66 条 この章に定める諸届の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、郵便による届出の場合は、受付最終日の午後 4 時までに到達しなければならない。この場合、教区選管は、当該届出を受理した旨を本人に通知するものとする。

第 8 章 投票

第 1 節 通則

(選挙の方法)

第 67 条 選挙は、投票によって行う。

- 2 投票は、選挙人 1 人につき 1 票に限る。

3 投票は、所定の投票用紙を用いて行う。

(投票用紙等)

第68条 投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒は、中央選管がこれを調製する。

2 投票が行われるときは、中央選管は、投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒を、選挙の期日から数えて前12日までに教区選管に送付するものとする。

(無投票)

第69条 候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合、教区選管は、その旨を告示し、併せてこれを選挙公報に掲載して選挙区内に周知しなければならない。ただし、選挙公報の発行後に無投票となったときは、教区選管は適切な方法により選挙区内に速やかに周知するものとする。

第2節 直接投票

(投票管理者)

第70条 投票が行われるときは、教区選管は、選挙の期日から数えて前11日までに、各投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定し、投票に関する事務を担当させなければならない。ただし、特段の事情によって、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定できない場合は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、投票管理者を指定することができる。

2 中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員、条例で宗務役員と定められた者は、投票管理者になることができない。

3 教区選管は、投票管理者に事故があるときは、直ちに第1項に準じて代理人を指定しなければならない。ただし、あらかじめ代理人を指名しておくことを妨げない。

(投票所)

第71条 投票管理者は、選挙の期日から数えて前11日までに投票所を指定し、教区選管に報告しなければならない。

2 投票所は、多数の選挙人の投票の利便を考慮して指定しなければならない。ただ

し、第58条に定める選挙事務所を設置した場所及び第59条に定める選挙運動者の所属する寺院又は教会を除く。

- 3 災害その他避けられない事故により投票所の変更を要するときは、投票管理者は、投票所を指定し、適切な方法で速やかにこれを選挙人に通知し、併せて教区選管に報告しなければならない。

(投票立会人)

第72条 投票管理者の業務を補佐するため、投票管理者は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、2人以上4人以内の投票立会人を指定し、選挙の期日から数えて前11日までに、本人に通知し併せて教区選管に届け出なければならない。

- 2 投票立会人が欠けたときは、投票管理者は、直ちに前項に準じてこれを補充しなければならない。ただし、投票立会人の人数が2人未満になるまでは、これを補充しないことができる。

- 3 第70条第2項の規定は、投票立会人についても準用する。

(投票所係員)

第73条 投票管理者が必要と認めたときは、前条の規定に準じて2人以内の投票所係員を置き、選挙事務に当たらせることができる。

(投票開始前の準備)

第74条 教区選管は、選挙人名簿の写しに本章第3節に定める期日前投票を行った者及び第4節に定める郵便投票を行う者の記号を付し、投票に用いる名簿(以下「投票用名簿」という。)を作成しなければならない。

- 2 教区選管は、投票用紙、投票用封筒、投票用名簿及び投票函等を、投票開始時刻までに到着するように、各投票区の投票管理者に配布しなければならない。
- 3 投票管理者は、投票用紙等を受領したときは、直ちにこれを点検して、投票開始時刻まで確実に保管しなければならない。
- 4 投票用名簿の送付後、選挙人名簿に削除、補正又は訂正の必要が生じたときは、

教区選管は、遅滞なくその旨を投票管理者に通知し、投票用名簿を削除、補正又は訂正させなければならない。

- 5 投票管理者は、選挙の当日投票所を開くまでに、投票所の開所時点に立会う投票立会人とともに、投票用紙の枚数及び投票函に異状がないことを点検し、投票函が空であることを確認したうえで、その内蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票立会人とともに封印するものとする。

(投票所の開閉)

第75条 投票所は、午前9時に開き、午後5時に閉じる。

- 2 投票管理者は、投票立会人2人以上の立会がなければ投票を開始し又は投票所を開いておくことができない。
- 3 2人を超える投票立会人を定めた投票所において投票に立会う投票立会人は、投票管理者がこれを指名する。
- 4 投票管理者は、投票の当日、投票所が開かれていなければならない時刻において投票立会人が定数に満たないときは、直ちに第72条第2項の規定に準じてこれを補充しなければならない。

(投票の方法及び手続)

第76条 投票は、選挙人が選挙の期日に投票所に行き、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載して投票函に入れなければならない。

- 2 投票管理者は、投票立会人とともに投票用名簿と対照して、選挙人本人であることを確認した後、投票用名簿に記号を付して、投票用紙を交付するものとする。
- 3 投票管理者は、選挙人が本人であることを確認するために、必要な措置を講ずることができる。
- 4 期日前投票を行った者及び郵便投票を行う者は、この節に定める直接投票をすることはできない。

(投票不能者)

第77条 次の各号に掲げる者は、投票をすることができない。

- (1) 選挙人名簿作成の基準日において選挙資格を有しない者
 - (2) 期日前投票を行った者及び郵便投票を行う者を除き、選挙人名簿作成の基準日以後に死亡又は帰俗等による僧籍削除若しくは選挙資格を失った者
- (代理投票)

第78条 身体故障により、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない選挙人は、第76条第1項の規定にかかわらず、投票管理者の許可を得て代理投票をすることができる。

- 2 前項の場合においては、投票管理者は、投票立会人の中から当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者1人の氏名を記載させ、他の1人をこれに立会わせなければならない。

(仮投票)

第79条 投票管理者は、次の各号に該当する者があるときは、仮投票をさせなければならない。

- (1) 投票用名簿に登載されていない者であって、名簿に登載されるべき旨の審問院の裁決書を提示したとき
- (2) 投票用名簿に登載されていない者であって、名簿作成の基準日において選挙資格を有し、かつ選挙の期日においても選挙資格を有すると申し立てるとき
- (3) 投票用名簿に登載されている者であって、投票管理者において、明らかに選挙資格が無いと判断されるとき

- 2 仮投票を行うときは、投票管理者は、該当者本人に投票申立書を提出させなければならない。投票申立書には、申立人が氏名、生年月日、身分、所属寺院又は教会の名称及び所在地のほか、当該選挙において自らが選挙資格を有するという理由を自記して、署名押印するものとする。

- 3 投票管理者は、仮投票であることを名簿に記載し、投票用紙及び仮投票の表示を付した投票用封筒を交付し、投票を行わせるものとする。

4 仮投票による投票は、投票者が自ら投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、氏名を表面に記載して投票函に投函するものとする。

5 投票管理者は、投票申立書の内容を直ちに教区選管に報告するとともに、投票録に添付して教区選管に確実に届けなければならない。

(投票所の出入)

第80条 選挙人、投票管理者、投票立会人及び投票所の事務に従事する者でなければ投票所に入ることができない。

2 選挙人は、投票所に入ったときは、速やかに投票の手続きをしなければならない。

3 選挙人は、交付された投票用紙を、投票所の外に持出すことはできない。

4 選挙人は、投票が終わったときは、直ちに投票所から退出しなければならない。

(秘密保持)

第81条 選挙人は、何人に対してもその投票をした候補者の氏名を述べる義務を有しない。

2 代理投票に関与した投票立会人は、この投票により知り得た候補者の氏名を何人に対しても口外し、若しくは公表してはならない。

(投票所の秩序)

第82条 投票所において、演説討論をし若しくは喧噪にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは、投票所外に退去させることができる。

(退場者の投票)

第83条 前条の規定により投票所外に退去させられた者は、投票することができない。ただし、投票管理者が再び投票所の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。

(投票終了)

第84条 投票管理者は、投票所を閉じる時刻になったときは、その旨を告げて投票所の入口を閉じ、投票所にいる選挙人の投票が終了するのを待って、投票函を閉鎖

しなければならない。

- 2 前項の投票函を閉鎖しようとするときは、投票管理者及び投票所の閉所時点に立会っている投票立会人が外蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票立会人とともに封印するものとする。

- 3 何人も、投票函を閉鎖した後は、投票をすることができない。

(投票函の送付)

第 8 5 条 投票管理者は、前条第 2 項の処置を終えたときは、確実な方法により、開票の時刻までに教区選管に送付しなければならない。この場合において、到着するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(投票録)

第 8 6 条 投票管理者は、投票の日に別に定める投票録を作成し、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに署名押印しなければならない。

(投票録等の送付)

第 8 7 条 投票管理者は、投票録、残余の投票用紙、投票函の鍵の入った封筒及び投票用名簿をまとめて封筒に入れ、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに封印し、確実な方法により、開票の時刻までに教区選管に送付しなければならない。この場合において、到着するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(送付の遅延)

第 8 8 条 災害その他避けることができない事故のため、投票函及び投票録等を入れた封筒を遅滞なく送付することができないときは、投票管理者は、速やかに教区選管に報告しなければならない。

(投票函及び投票録等の受領及び保管)

第 8 9 条 投票函及び投票録等を入れた封筒が到着したときは、教区選管は、直ちに異状がないかを点検しなければならない。

- 2 教区選管は、前項の点検の結果、異状を認めたときは、その旨を記載した文書を

作成し、投票管理者に署名押印させなければならない。

- 3 前2項の手続きを経た後の投票函及び投票録等を入れた封筒は、開票の日時まで教区選管がこれを厳重に保管しなければならない。

(災害等による再投票)

第90条 災害その他避けることのできない理由により投票を行うことができないとき、その他更に投票を行う必要があるときは、投票管理者は、直ちにその旨を教区選管に報告しなければならない。

- 2 教区選管は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から20日以内に、別に期日を定めて投票を行わせなければならない。

- 3 教区選管は、前項の投票期日を投票管理者に通知し、遅くともその7日前までに投票区内に周知させなければならない。

第3節 期日前投票

(期日前投票)

第91条 選挙人は、選挙の当日投票所に行くことができないときは、選挙の期日から数えて前4日から選挙の期日の前日までの間に、教務所において期日前投票をすることができる。

- 2 災害その他避けられない事故により教務所において期日前投票をすることができないときは、教区選管は、投票場所を指定し、適切な方法で速やかにこれを選挙人に通知しなければならない。

(期日前投票の受付時間)

第92条 期日前投票の受付時間は、前条第1項に定める期間の午前9時から午後5時までとする。

(期日前投票の立会)

第93条 選挙管理事務長のほか、教区選管の会長、委員及びその補充員のうち2人は、前条の投票に立会わなければならない。ただし、選挙管理事務長に事故があるときは、あらかじめ指定した選挙係に立会を代理させることができる。

(期日前投票の方法)

第 9 4 条 第 7 4 条 (投票開始前の準備)、第 7 6 条 (投票の方法及び手続)、第 7 7 条 (投票不能者)、第 7 8 条 (代理投票)、第 7 9 条 (仮投票)、第 8 0 条 (投票所の出入)、第 8 1 条 (秘密保持)、第 8 2 条 (投票所の秩序)、第 8 3 条 (退場者の投票)、第 8 4 条 (投票終了) 及び第 8 6 条 (投票録) に関する規定は、期日前投票にこれを準用する。この場合、「投票管理者」とあるは「選挙管理事務長」と、「投票立会人」とあるは「立会人」と、「投票函」とあるは「特別投票函」と、「投票用名簿」とあるは「期日前投票用の選挙人名簿」と、「投票録」とあるは「期日前投票録」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 選挙管理事務長は、開票の日時まで期日前投票の特別投票函を厳重に保管しなければならない。

第 4 節 郵便投票

(郵便投票)

第 9 5 条 交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い投票区に属する選挙人の投票は、郵便による投票 (以下「郵便投票」という。) により、これを行う。

2 前項による投票区は、別表 2 で定める。

第 9 6 条 前条以外の投票区であって、交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い寺院又は教会に属する選挙人は、郵便投票を行う。

2 前項による寺院及び教会は、達令で定める。

3 前項のほか、次の各号に掲げるいずれかの事由により、自ら直接投票又は期日前投票をし難い選挙人は、郵便投票を行うことができる。

(1) 交通事情その他居住地の都合による場合

(2) 入院、病気又は身体の故障による場合

(3) 宗務又は法務等の都合による場合

4 前項により郵便投票を行おうとする選挙人は、別に定める届出書に本人確認書類

を添付し、選挙の期日から数えて前13日までに教区選管に書留郵便で届け出なければならない。ただし、書留郵便で発送できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって届け出るものとする。

5 前項の届出は、選挙人本人が行わなければならない。

第97条 前2条により、郵便投票を行う選挙人は、直接投票及び期日前投票を行うことができない。

(投票用紙等の送付)

第98条 教区選管は、投票が行われるときは、郵便投票を行う選挙人に対して、投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒を選挙の期日から数えて前8日までに、書留郵便で送付しなければならない。ただし、書留郵便で送付できない地域に居住する選挙人に対しては、最善の方途をもって送付するものとする。

(居所を異にする選挙人に対する措置)

第99条 第95条及び第96条第1項による郵便投票であつて、所属する寺院又は教会と居所を異にする選挙人があるときは、当該寺院又は教会の居住者は、当該選挙人に届けられるよう最善の措置を講じなければならない。ただし、当該選挙人が所在不明等のため届けることができない場合は、居住者は、書留郵便にその旨を付記して教区選管に返送しなければならない。

2 前項による返送を受けたときは、教区選管は、選挙人名簿の写しにその旨を記入するものとする。

(郵便投票の方法)

第100条 郵便投票を行う選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載し、投票用封筒に入れて封をし、更に郵便用封筒に入れて封をし、その裏面に住所、氏名、所属の組、寺院又は教会の名称を記載して、教区選管に対し、自ら書留郵便で送付しなければならない。ただし、身体の故障により自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない選挙人は、その記載及び送付を他の者に代行させることができる。

2 前項の送付について、書留郵便で送付できない地域に居住する選挙人は、最善の

方途をもって送付するものとする。

3 郵便用封筒には、自らの投票用封筒以外のものを入れてはならない。

4 郵便投票をするための書留郵便は、選挙人1人につき1通としなければならない。

(郵便投票の受付)

第101条 教区選管は、別に定める郵便投票受付簿に、郵便投票の受付番号及び受信の日時等を記載し、郵便用封筒の封をしたまま特別投票函に入れなければならない。

2 教区選管は、選挙の日の午後5時に郵便投票の受付を締切らなければならない。

3 選挙管理事務長は、郵便投票の受付を締め切ったときは、第84条第2項に準じて特別投票函の封印及び施錠等を行ったうえで、開票の日時まで厳重にこれを保管しなければならない。

(無効となる郵便投票)

第102条 前条に定める受付において、次の各号に掲げる状態で到着した投票は、これを無効とし、直ちにその旨を郵便投票受付簿及び郵便用封筒の表面に記載して、封をしたまま別に保管しなければならない。

(1) 前条第2項の受付締切後に到着したもの

(2) 所定の郵便用封筒を用いないもの

(3) 書留郵便で送付可能な地域に居住する選挙人が書留郵便以外の方法で送付したもの

(4) 郵便用封筒に発信人の氏名の記載のないもの

(5) 郵便用封筒の発信人の氏名の判明し難いもの

(6) 書留郵便で送付できない地域に居住する選挙人が最善の方途で送付しなかったもの

(7) 同一の発信人の郵便用封筒が2以上あるもの

(8) ひとつの郵便用封筒に2人以上の氏名が記載されているもの

2 前項の判定は、教区選管が行う。

第9章 開票及び当選人の決定

(開票及び開票所)

第103条 開票は、教区選管が開票所で行う。

2 開票所は、教務所に設けるものとする。

(期日)

第104条 開票は、選挙の期日から数えて4日以内に行う。

2 教区選管は、開票を行う日時を定め、選挙の期日から数えて前11日までに、これを告示しなければならない。

3 開票が所定の期日に終了しないときは、翌日に延長することができる。この場合、教区選管は、開票を終わった投票と終わらない投票とを区別して、厳重に保管しなければならない。

(再投票における開票の期日)

第105条 第90条の規定により再投票を行う場合は、その投票の期日から3日以内に開票するものとし、教区選管は、その投票の期日から数えて前6日までに、これを告示しなければならない。

2 第116条の規定により再投票を行う場合は、教区選管は開票を停止するものとし、再投票の日から数えて前6日までに開票を再開する日時を定め、これを告示しなければならない。

(開票の期日及び開票所の変更)

第106条 災害その他避けられない事故のため、前3条によることができないときは、教区選管は、更に期日及び開票所を定め、速やかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

2 開票の当日に突発した災害その他避けられない事故のため、開票を開始し又は続行することができないときは、教区選管は、開票所を変更することができる。この場合、開票を中断するときは、第104条第3項の規定を適用するものとする。

(開票開始前の準備)

第107条 教区選管は、開票を開始するまでに、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ確認又は判定するものとする。

(1) すべての投票函及び投票録等の到着状況

(2) 第79条に定める仮投票の申立書について、投票として取り扱うべき選挙人であるかどうかの判定

(3) 第102条第2項により、無効として別に保管した郵便投票について、投票として取り扱うかどうかの判定

(4) 第111条から第113条までの規定により、投票として取り扱わないものとする投票の判定基準

(5) 第115条第3項により無効とする投票の判定基準

(開票の開始)

第108条 開票は、第85条及び第87条の規定による投票函及び投票録等がすべて到着しなければ行うことができない。

2 開票は、教区選管の会長、委員2人以上及び選挙管理事務長が出席しなければ開始することができない。

(開票所の出入及び参観)

第109条 教区選管の会長、委員、選挙管理事務長及び選挙係並びに教区選管の許可を得て開票の参観を認められた選挙人（以下「開票参観者」という。）でなければ、開票所に入ることができない。

2 開票参観者は、開票が終わったときは、直ちに開票所から退出しなければならない。

(開票所の秩序)

第110条 開票所において、開票事務に支障を及ぼす言動をする者があるときは、教区選管は、これを制止し、命に従わないときは、開票所の外に退去させることができる。

(直接投票の点検)

第 1 1 1 条 教区選管は、次の各号に掲げる順序により、投票区ごとに投票函、投票録及び投票用紙等の点検を行わなければならない。

- (1) 投票録等に入った封筒の状態
- (2) 投票函の破損、施錠の状態
- (3) 投票函の鍵を入れた封筒の状態
- (4) 投票録の記載及び署名押印の状態
- (5) 残余の投票用紙の数
- (6) 投票用名簿の記載内容
- (7) 投票録と投票用名簿の記載内容の照合
- (8) 仮投票の数並びに仮投票の封筒、投票用名簿、投票録及び投票申立書の照合
- (9) 投票として取り扱う仮投票の判定
- (10) 仮投票の封筒の同封物
- (11) 投票の総数と投票録の記載内容との照合

2 前項第 6 号の投票用名簿の点検は、次の各号に掲げる内容について確認するものとする。

- (1) 投票用名簿の記入及び押印が正しくなされていること
- (2) 第 7 7 条に該当する投票不能者に投票をさせていないこと（仮投票を除く）
- (3) 第 3 6 条第 3 項に定める移動者の投票の定に違反していないこと（仮投票を除く）
- (4) 期日前投票をした者又は郵便投票をする者に更に投票をさせていないこと（仮投票を除く）
- (5) 仮投票をすべき者に仮投票の手続きによらずに投票をさせていないこと

3 第 1 項第 9 号の仮投票の判定は、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 第 1 0 7 条第 2 号に定める事前の確認により、投票として取り扱わないと判定していないこと

- (2) 第79条第4項に定める仮投票の手続きに違反していないこと
- (3) 第77条に該当する投票不能者でないこと
- (4) 第36条第3項に定める移動者の投票の定に違反していないこと
- (5) 期日前投票をした者又は郵便投票をする者でないこと

4 第1項第10号による仮投票の封筒の開封の結果、投票用紙1枚のほかにものが封入されていたときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければならない。ただし、投票用紙が入っていなかったときは、その投票は無効とする。

5 教区選管は、前4項の点検の結果、投票として取り扱うと判定したすべての投票用紙を、当該投票区の投票函に一旦戻すものとする。

(期日前投票の点検)

第112条 教区選管は、次の各号に掲げる順序により、期日前投票の点検を行わなければならない。

- (1) 特別投票函の破損、施錠の状態
- (2) 特別投票函の鍵を入れた封筒の状態
- (3) 期日前投票用の選挙人名簿の記載内容
- (4) 期日前投票録と期日前投票用の選挙人名簿の記載内容との照合
- (5) 仮投票の数並びに仮投票の封筒、期日前投票用の選挙人名簿、期日前投票録及び投票申立書の照合
- (6) 投票として取り扱う仮投票の判定
- (7) 仮投票の封筒の同封物
- (8) 投票の総数と期日前投票録の記載内容との照合

2 前項第3号の期日前投票用の選挙人名簿の点検、第6号の仮投票の判定及び第7号の封筒の同封物の点検は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合、「投票用名簿」とあるは「期日前投票用の選挙人名簿」と、「期日前投票を行った者又は郵便投票を行う者」とあるは「郵便投票を行う者」とそれぞれ読み替える

ものとする。

- 3 教区選管は、前2項の点検の結果、投票として取り扱うと判定したすべての投票用紙を、期日前投票の特別投票函に一旦戻すものとする。

(郵便投票の点検)

- 第113条** 教区選管は、次の各号に掲げる順序により、郵便投票の点検を行わなければならない。

- (1) 特別投票函の破損、施錠の状態
- (2) 特別投票函の鍵を入れた封筒の状態
- (3) 郵便投票受付簿の記載内容
- (4) 郵便投票の数と郵便投票受付簿の記載内容との照合
- (5) 郵便用封筒の記載内容と郵便投票受付簿との照合
- (6) 郵便用封筒の同封物
- (7) 投票用封筒の同封物
- (8) 投票の総数と郵便投票受付簿の記載内容との照合

- 2 前項第5号の点検で、第102条に定める無効となる郵便投票に該当するおそれのあるとき、その他異状が認められるときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければならない。

- 3 第1項第6号の郵便用封筒の同封物の点検の結果、次の各号に掲げる異状が認められるときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければならない。ただし、投票用封筒及び投票用紙のいずれもが封入されていなかったときは、その投票は無効とする。

- (1) 投票用封筒に入れない投票用紙が封入されていたとき
- (2) 投票用封筒のほかに他のものが封入されていたとき
- (3) 所定の投票用封筒以外の封筒が封入されていたとき

- 4 第1項第7号による投票用封筒の開封の結果、投票用紙1枚のほかに他のものが封入されていたときは、教区選管はこれを投票として取り扱うかを判定しなければ

ならない。ただし、投票用紙が封入されていなかったときは、その投票は無効とする。

- 5 教区選管は、前4項の点検の結果、投票として取り扱うと判定したすべての投票用紙を、郵便投票の特別投票函に一旦戻すものとする。

(異状又は違反の取り扱い)

第114条 教区選管は、第111条及び第112条に定める点検において、異状又は違反が認められる投票があるときは、その数を計算しなければならない。

- 2 教区選管は、前3条に定める点検において、著しい異状又は違反を認め、次条に定める開票及び投票の効力の判定の手続きを行わずに再投票を行うべきと判断したときは、開票を中断し、直ちに再投票を命じるものとする。

(開票及び投票の効力の判定)

第115条 教区選管は、前4条の点検の結果、異状又は違反を認めない投票函の投票を混交して、これを開票し、投票の効力を判定したうえで、有効と判定した投票(以下「有効投票」という。)について、候補者ごとに得票数を計算するものとする。

- 2 教区選管は、前条第1項に定める異状又は違反を認めた投票を含む投票函があるときは、前項とは別にこれを開票し、投票の効力の判定及び候補者ごとの得票数の計算を行わなければならない。

- 3 次に掲げる各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの

(4) 候補者の氏名のほかに他のことを記載したもの。ただし、職名、身分又は敬称の類を記載したもの及び候補者が同姓同名である場合は、この限りでない。

(5) 候補者の氏名を記載しないもの

(6) 候補者の氏名を確認し難いもの

4 教区選管による投票の判定に対しては、何人も異議を申立てることができない。
(再投票)

第 1 1 6 条 前条第 1 項及び第 2 項により計算した候補者ごとの得票数を合計した結果、第 1 1 4 条第 1 項に規定する異状又は違反を認めた投票の合計数が、第 1 1 8 条第 1 項に定める当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合は、教区選管は開票を中断し、該当する投票区に再投票を命じなければならない。

2 前項によるときは、異状又は違反を認めた投票が直接投票のみである場合は、該当する投票区に、期日前投票を含む場合は、郵便投票を除く全ての投票区に再投票を命じるものとする。

3 第 1 1 4 条第 2 項により、前条の手続きを行わずに直ちに再投票を行うときは、前項に準じて再投票を命ずるものとする。ただし、郵便投票の異状又は違反による再投票は、郵便投票を行う選挙人のみを対象とする。

4 前 3 項により再投票を行うときは、教区選管は、直ちに中央選管に報告するとともに、開票の日から数えて 2 0 日以内に再投票の期日を定めてこれを告示し、対象となる選挙人に周知しなければならない。

5 第 1 2 6 条に定める審問院の異議の裁決により一部又は全部の投票区の再投票を行う場合は、前 2 項の規定を準用する。この場合、「開票の日から」とあるは「異議の裁決のあった日から」と読み替えるものとする。

6 再投票は、この条例の投票に関する規定を準用して行う。

(得票数の発表)

第 1 1 7 条 教区選管は、第 1 1 5 条の規定による計算を終え、前条による再投票を行う必要がないときは、得票数の多い候補者の順に、その氏名及び得票数を発表するものとする。

(当選人の決定)

第 1 1 8 条 教区選管は、有効投票の最多数を得た候補者の順に、当選人及び次点者を定める。

2 有効投票の総数を、その選挙区の議員の定数で除した数の4分の1以上の得票数がない者は、当選人及び次点者とするができない。

3 得票数が同じときは、教区選管がくじで定める。

(当選人の失格)

第119条 当選人が選挙の期日の後に被選挙資格を失ったとき又は推薦届出人若しくは事務長がその選挙に関し、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、当選の効力を失う。

(無投票当選)

第120条 教区選管は、第69条の規定によって無投票となったときは、選挙の期日に、その時点の候補者をもって当選人と定めるものとする。この場合、当選人の数がその選挙で選出する議員の数に満たないときは、第43条に定める補欠選挙の規定を、当選人がないときは、第44条に定める再選挙の規定をそれぞれ適用するものとする。

(当選人の告示)

第121条 教区選管は、当選人が決定したときは、直ちにその氏名を告示し、併せて中央選管に報告しなければならない。

(選挙録の作成)

第122条 教区選管は、別に定める選挙録正副2通を作成し、会長及び開票に立ち会った委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印し、併せてその副本を中央選管に送付しなければならない。

(当選証書の交付)

第123条 教区選管は、当選人が決定したときは、当選人に当選証書を交付する。

(関係文書の保存)

第124条 投票、期日前投票録、郵便投票に用いた封筒、郵便投票受付簿、仮投票に用いた封筒、選挙録の正本及び投票録は、議員の任期中教務所に保存しなければならない。この場合、投票は、有効及び無効を区別するものとする。

- 2 第111条から第113条の規定により、投票として取り扱わないと判定した仮投票及び郵便投票は、その理由を封筒の表面に記載して、前項に準じて保存しなければならない。
- 3 第116条の規定により、再投票を行うこととなった投票函の投票は、第1項に準じてそれぞれ別に保存しなければならない。
- 4 前3項の規定による保存は、それぞれ種別ごとにまとめて包装し、教区選管の会長、開票に立ち会った委員全員及び選挙管理事務長とともに封印するものとし、特に必要が認められる場合のほか、開封することができない。

第10章 異議申立及び裁決

(異議申立)

第125条 選挙の効力に関して異議のある選挙人は、教区選管を相手として、当選人の告示日から数えて20日以内に、審問院にその事由を申立て、裁決を求めることができる。

- 2 当選の効力に関して異議のある候補者、推薦届出人又は事務長は、教区選管を相手として、当選人の告示日から数えて20日以内に、審問院にその事由を申立て、裁決を求めることができる。

(選挙及び当選の無効の裁決)

第126条 審問院は、前条第1項に定める選挙の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めたときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれのある場合に限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならない。

- 2 審問院は、前条第2項に定める当選の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めたときは、当選の効力の有無又は選挙無効の裁決をしなければならない。

(判定及び裁決の通知)

第127条 宗務総長は、非違行為の申告の判定又は異議申立の裁決について、審問

院から報告を受けたときは、直ちにその旨を宗議会議長に通知しなければならない。

(異議申立の処理)

第 1 2 8 条 審問院は、異議の申立を受理したときは、他の事件の順序にかかわらず、速やかに裁決しなければならない。

第 1 1 章 懲戒

(買収、利害誘導及び投票偽造増減等の非違)

第 1 2 9 条 次の各号に掲げる行為をした者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け、並びにこれらの約束若しくは申込又は承諾をしたとき
 - (2) 前号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をしたとき
 - (3) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し、又は当選を辞させる目的で、当選人に対し、及びこれらの目的で、それぞれの所属する寺院又は教会に対し、前 2 号の行為をしたとき
 - (4) 第 1 号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院又は教会に対し金品を贈与したとき
 - (5) 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき
 - (6) 氏名を詐称し又は詐偽の方法をもって、投票し又は投票しようとしたとき
 - (7) 投票を偽造し又はその数を増減したとき
 - (8) 選挙録、投票録又は選挙に関する表簿を変造又は偽造若しくは破棄したとき
- (選挙の自由妨害等の非違)

第 1 3 0 条 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をしたとき

(2) 前号にいう目的と同じ目的で、第63条及び第64条に定める立会演説会及び個人演説会以外の演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をしたとき

(3) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害したとき

(4) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせたとき、又は選挙運動をすることができない者が選挙運動をしたとき

(5) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人に、投票のために便宜を供与したとき
(名簿の情報の目的外使用等の非違)

第131条 第37条の規定により提供された選挙人名簿の情報を選挙運動以外の目的に使用した者及び当該情報を適切に廃棄しなかった者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(虚偽事項の公表等の非違)

第132条 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(1) 第59条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、郵便、電報その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示したとき

(2) 前号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して虚偽の事項を公にしたとき

(3) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をしたとき、及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害したとき

(役職務利用による非違)

第133条 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者若しくは選挙係に発令された者が、その地位を利用して選挙運動をしたとき、又はこれらの役職にある者に対し選挙運動をさせたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。ただし、候補者である宗務総長及び参務が、自らのための選挙運動をする場合を除く。

2 中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員、組長、副組長並びに査察委員である者が選挙運動をしたときも、また同様とする。

(不正郵便投票の非違)

第134条 第96条第3項から第5項までに定める郵便投票の届出に虚偽があったとき、又は郵便投票に関して不正があったときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

(期間外運動の非違)

第135条 第60条に定める期間の後選挙運動をした者は、軽懲戒に処する。

2 立候補届出前に選挙運動をした者も、また同様とする。

(挨拶行為の非違)

第136条 選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、第129条、第130条及び第132条それぞれの各号のいずれかに該当する行為をした者は、それぞれその本条の定に準じて、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。この場合、普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを用いた場合もまた同様とする。

(暴力による非違)

第137条 故意に投票函又は関係書類を破損し、奪取し、若しくは抑留し、及びその送付並びに保管を妨げた者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 選挙事務関係者又は施設等に対して、暴行を加えた者もまた同様とする。

(事務長、運動員及び選挙事務所の設置に関する非違)

第138条 第54条から第58条までの規定に違反した者は、その軽重に従って、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

(開票所又は投票所の秩序を乱した非違)

第139条 開票所又は投票所において、演説討論をし若しくは喧噪にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他秩序を乱した者は、謹慎又は譴責に処する。

(職務違反)

第 1 4 0 条 中央選管の委員及びその補充員、教区選管の委員及びその補充員、選挙管理事務長、投票管理者、投票立会人、投票所係員、教務所長、組長、副組長、選挙係並びに選挙事務に従事する宗務役員が、選挙に関し故意にその職務の執行を怠り又はその職権を乱用して選挙の自由を妨害したとき若しくは職務上知り得た情報を必要な範囲を超えて他に漏らしたときは、軽懲戒又は謹慎に処する。

(非違及び違反事件の処理)

第 1 4 1 条 当選人にかかる本章に掲げる非違行為に関する申告及びその判定は、他の事件の順序にかかわらず、速やかにこれをするよう努めなければならない。

第 1 2 章 補則

(議員の任期の起算)

第 1 4 2 条 総選挙により選出された議員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(達令への委任)

第 1 4 3 条 この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

1 この条例は、2025年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定による中央選管は、この条例による中央選管とし、現に中央選管の会長、委員及び補充員である者は、この条例による中央選管の会長、委員及び補充員とし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

3 この条例施行の際、従前の規定による教区選管は、この条例による教区選管とし、現に教区選管の会長、委員及び補充員である者は、この条例による教区選管の会長、委員及び補充員とし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

4 この条例施行の際、現に宗議会議員である者は、この条例により選出されたものとみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。

- 5 宗会条例（１９８１年条例公示第５号）第２０条中「宗議会議員選挙条例（１９９１年条例公示第４号。以下同じ。）」を「宗議会議員選挙条例（２０２５年条例公示第○号。以下同じ。）」に改める。
- 6 東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例（２０１３年条例公示第２号）は、廃止する。
- 7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例（２０２１年条例公示第３号）は、廃止する。

別表第１（第７条）

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	４人
東北	東北教区	３人
東京	東京教区	３人
新潟	新潟教区	５人
富山	富山教区	５人
能登	能登教区	３人
金沢	金沢教区	３人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	２人
福井	福井教区	２人
岐阜高山	岐阜高山教区	３人
大垣	大垣教区	３人
岡崎	岡崎教区	３人
名古屋	名古屋教区	５人
三重	三重教区	１人
京都	京都教区	６人
大阪	大阪教区	４人
山陽四国	山陽四国教区	３人
九州	九州教区	７人

別表第 2（第 8 条・第 9 5 条）

所属する選挙区	投票区の名称	投票の区域	投票所を設置する地域
北海道	函 館	第 1 組	函館市
	檜 山	第 2 組	二海郡八雲町
	蘭 越	南第 3 組	磯谷郡蘭越町
	小 樽	北第 3 組	小樽市
	札 幌	第 4 ・ 8 組	札幌市
	滝 川	第 5 組	滝川市
	富良野	第 6 組	富良野市
	岩見沢	第 7 組	岩見沢市
	室 蘭	第 9 組	室蘭市
	日 高	第 1 0 組	日高郡
	深 川	第 1 1 組	深川市
	留 萌	第 1 2 組	苫前郡
	名 寄	第 1 3 組	名寄市
	稚 内	第 1 4 組	稚内市
	紋 別	第 1 5 組	紋別市
	旭 川	第 1 6 組	旭川市
	十 勝	第 1 7 ・ 1 8 組	帯広市
	網 走	第 1 9 組	網走郡
	釧 路	第 2 0 組	釧路市
東 北	津 軽	青森県第 1 組	北津軽郡板柳町
	青 森	青森県第 2 組	青森市
	野辺地	青森県第 3 組	上北郡野辺地町
	能 代	秋田県北組	能代市
	秋 田	秋田県中央・西組	秋田市
	六 郷	秋田県南組	仙北郡美郷町
	山 形	山形第 1 ・ 2 ・ 4 組	山形市
	米 沢	山形第 3 組	米沢市
	村 山	山形第 5 ・ 6 ・ 7 組	村山市
	酒 田	山形第 8 ・ 9 ・ 1 0 組	酒田市
	盛 岡	盛岡組	盛岡市
	花 巻	花巻組	花巻市
	気 仙	気仙組	大船渡市
	仙 台	仙台・仙南組	仙台市
	会 津	会津組	会津若松市
	中	中組	二本松市

	浜	浜組	双葉郡浪江町
東 京	坂 東	茨城 1 組	坂東市
	水 戸	茨城 2 組	水戸市
	群 馬	群馬組	前橋市
	栃 木	栃木組	宇都宮市
	東 京	埼玉・千葉組、東京 1・2・3・4・5・6・7・8 組	東京都台東区
	神奈川	横浜・川崎・三浦・湘南組	横浜市
	山 梨	山梨組	甲府市
	長 野	長野 1・2・3・4 組	長野市
	中南信	長野 5・6 組	(郵便投票)
新 潟	長 岡	第 1 0・1 4・2 4 組、中越 1 1・1 2・1 3 組	長岡市
	三 条	第 1 5・1 6・1 8 組	三条市
	新 潟	第 1 7・1 9・2 0・2 1・2 2・2 3 組	新潟市
	佐 渡	佐渡組	(郵便投票)
	高 田	第 1・2・3・4・5・6・7・8 組、高田 1 1・1 2・1 3 組	上越市
富 山	富 山	第 9・1 0・1 1 組	富山市
	黒 部	第 1 2・1 3 組	黒部市
	砺 波	第 1・2・3・4 組	砺波市
	高 岡	第 5・6・7・8 組	高岡市
能 登	羽 咋	第 1・2・3 浜方・3 山方・4 組	羽咋市
	鳳 至	第 5・6・7 組、鶴川・穴水組	鳳珠郡穴水町
	珠 洲	第 8・1 0 組	珠洲市
	七 尾	第 1 1・1 2・1 3・1 4 組	七尾市
金 沢	金 沢	金沢教区全域	金沢市
小松大聖寺	小 松	第 2 組	小松市
	大聖寺	第 1 組	加賀市
福 井	福 井	第 1・2・3・4・5・6・8・9・1 0 組	福井市
	大 野	第 7 組	大野市
岐阜高山	高 山	高山 1・2 組、吉城・清見・益田・朝日高根組	高山市
	荘白川	荘白川組	大野郡白川村
	岐 阜	第 1・2・3・4・5・6・7・	岐阜市

		8・9・10・11組	
	東 濃	第12・16組	多治見市
	郡 上	第13・14・15組	郡上市
大 垣	大 垣	第1・2・3・4・5・6・7・10・11組	大垣市
	揖 斐	第8・9組	揖斐郡揖斐川町
	養 老	第12・13・14・15組	養老郡養老町
	海 津	第16・17・18組	海津市
岡 崎	岡 崎	第1・2・3・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・23組、幸田・六ッ美組	岡崎市
	豊 橋	第4・5・6組	豊橋市
	豊 田	第24・25・26・27・28組、高岡・松平組	豊田市
	静 岡	第31・32・33・34・35組	静岡市
名古屋	名古屋	第1・2・3・15・17・18・19・20・21・22・23・25・26・30・31・32組	名古屋市中区
	一 宮	第4・5・6・7・8・9・16・24・28・29組	一宮市
	津 島	第10・11・12・13・14・27組	津島市
三 重	桑 名	桑名・長島・員弁・三講・三重・四日市組	桑名市
	津	中勢1・2組、伊賀組	津市
	松 阪	南勢1・2組	松阪市
京 都	長 浜	長浜第12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24組	長浜市
	敦 賀	敦賀組	敦賀市
	若 狭	若狭第1・2組	小浜市
	京 都	近江第1・2・3・4・5組、山城第1・2・3・4・5組	京都市下京区
	湖 東	近江第6・7・8・9・10・	東近江市

		1 1 組	
	湖 西	近江第 2 5 東・2 5 西・2 6 組	高島市
	丹 波	丹波第 1・2 組	南丹市
	但 馬	丹波第 3 組、但馬組	福知山市
	山 陰	因伯・出雲組	松江市
	石 見	石東・石西組	浜田市
大 阪	奈 良	第 2 4・2 5・2 6・2 7 組	大和高田市
	大 阪	第 1・2・3・4・5・6・7・ 8・9・1 0・1 1・1 2・1 3・1 4・1 5・1 6・1 7・ 1 8・1 9・2 0・2 1・2 2・ 2 3 組	大阪市
山陽四国	神 戸	神戸組、第 6 組	神戸市兵庫区
	姫 路	第 1・2・3・4・5・7 組、 赤穂組	姫路市
	福 山	備後組	福山市
	広 島	安芸南組	広島市
	山 陽	美作・備中・芸備・安芸北組	(郵便投票)
	高 松	東讃第一・東讃・中讃・西讃組	高松市
	四 国	伊予・阿波・土佐組	(郵便投票)
九 州	四日市	宇佐・豊前中津・京都・田川・ 日田玖珠組	宇佐市
	大 分	大分東・大分別府・奥豊後組	大分市
	筑 前	福岡組	福岡市
	久留米	久留米三井・三井西・浮羽・八 女・三潆・山門西・山門東・唐 津組	久留米市
	大牟田	大牟田三池組	大牟田市
	長 崎	長崎組	長崎市
	熊 本	熊本中・熊本北・熊本西・熊本 南組	熊本市
	阿 蘇	熊本東組	阿蘇市
	鹿児島	鹿児島組	鹿児島市
	宮 崎	宮崎組	都城市